



高病原性鳥インフルエンザについて

高病原性鳥インフルエンザとは

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥の病気です。鳥に感染するA型インフルエンザウイルスをまとめて鳥インフルエンザウイルスといいます。

鳥インフルエンザウイルスの中には高病原性鳥インフルエンザウイルスがあり、家きん(ニワトリや七面鳥など)に対する病原性の強さによって、強毒タイプと弱毒タイプに分類されています。

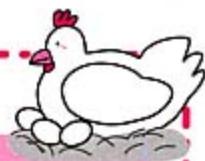
ニワトリが強毒タイプのウイルスに感染すると、その多くが死んでしまいます。一方、ニワトリが弱毒タイプのウイルスに感染すると、症状が出ない場合もあれば、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする場合もあります。

1 高病原性鳥インフルエンザと鶏肉・鶏卵の安全性

- 宮崎県、岡山県において高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)の発生が確認されました。

- これに伴い、鶏肉・鶏卵の安全性に関して、次のとおり「食品安全委員会の考え方」が示されています。

※食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、食品を摂取することによる健康への悪影響について、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に評価を行う機関です。



鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます

- 万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、日本においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。
 - 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
 - ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
 - 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全
- これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。海外でヒトが感染した例は、感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染したものと考えられています。

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています



- 国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。

※なお、高病原性鳥インフルエンザが発生した周辺で行われる移動の制限は、他の養鶏場へ本病が広がることを防止するために行っています。

※4ページもご覧ください。(鳥インフルエンザ関係が続きます。)

春の消費者トラブル注意報!

春は、卒業、進学、就職や転勤で新しい生活をスタートさせる季節です。一人暮らしを始める若者だけでなく、子どもの新生活のことを考える保護者などもトラブルに巻き込まれることがあります。

この時期に相談が多くなる消費者トラブルを紹介しますので、参考にしてください。



訪問販売のトラブル～学習教材や新聞の長期契約は慎重に!～

訪問販売は、買い物のために自ら店舗へ行く場合と違い、不意打ち的に勧誘を受けるため、クーリング・オフ(一定期間内の契約の無条件解約)が適用されます。

訪問販売業者には、勧誘に先立ち、氏名、販売商品等の種類や販売目的の勧誘であることを明示する義務があり、不当な勧誘(重要事項に関して事実と異なる説明や故意に事実を告げない行為、威迫して困惑させる行為など)も禁止されていますが、守らない悪質な業者がいます。

●学習教材

電話やFAX等による指導が付いた学習教材の契約が、勧誘時の説明と異なり十分な学習指導が行われず、よくトラブルになります。

また、業者に複数の教科を何年分かまとめた高額な契約を薦められ、契約はしたが、代金が高すぎるとか、途中で子どものやる気がなくなったなどの理由で解約したいという相談も多くあります。

●新聞

「近所の者です」などと身分を偽って訪問し、洗剤や商品券などの景品を一方的に渡して、長時間居座り強引に勧誘する業者がいます。

◆訪問販売による契約でも、一部クーリング・オフが適用されない商品やサービスがありますので、注意が必要です。(学習教材、新聞<株式会社又は有限会社の発行紙に限る>は適用あり)

街頭や電話から始まるトラブル～新生活をスタートさせた若者がターゲットに!～

●キャッチセールス

街頭でアンケート調査などを装って近づき、無料の体験チケットや招待券を渡し、販売目的を告げずに店舗等へ連れて行き、長時間強引に勧誘します。

●アポイントメントセールス

電話で「懸賞が当たったので取りに来て」「あなただけ特別に選ばれた」などと、販売目的を告げずに店舗等に呼び出し、長時間強引に勧誘します。

同様に、出会い系サイトやメールなどで知り合った異性が、巧みな話術で好意を抱かせ、販売目的を隠してデートを装い、その恋愛感情を利用して契約をせまるデート商法という手口もあります。

◆キャッチセールスやアポイントメントセールスの場合には、店舗等で行った契約でも、訪問販売に該当しますので、クーリング・オフの対象となります。

特定継続的役務提供取引のトラブル～トラブル増加!業者選びは慎重に!～

「エステできれいになりたい」「海外旅行のために英会話をマスターしたい」「子どもの勉強のために家庭教師を頼みたい(学習塾に通わせたい)」と思って契約したけれど、支払いの負担が大きいとか、効果がないなどの理由で解約したいとき…

エステティックサロン・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス

の6業種では、入会(学)金や関連商品の代金も含め契約総額が5万円を超えるもので、契約期間が2ヶ月を超えるもの(エステは1ヶ月を超えるものは、クーリング・オフが適用となります。

クーリング・オフ期間経過後でも、中途解約が可能で、解約手数料の上限も決められています。

◆◆ 中途解約手数料の上限 ◆◆

	エステティック サロン	語学教室	家庭教師	学習塾	パソコン教室	結婚相手紹介 サービス
サービス利用前	2万円	1万5千円	2万円	1万1千円	1万5千円	3万円
サービス利用後	2万円 残金の1割	5万円 残金の2割	5万円 授業料の1ヶ月分	2万円 授業料の1ヶ月分	5万円 残金の2割	2万円 残金の2割

※サービス利用後の上限は、上段又は下段の金額のうち、いずれか低い金額

連鎖販売取引のトラブル～大学生などの間でマルチ商法が横行！～

大学のサークルやアルバイト先の先輩等が、「会員は商品を安く購入でき、友達を勧誘したらボーナスがもらえる」などと説いて、その断りにくい人間関係を利用して、商品を購入させたり、登録料といった名目で金銭を要求してきます。しかし、現実は、友達を勧誘して商品を販売することは難しく、多額の借金と商品の在庫が残ることになります。

販売形態<「トラブル」とクリーリング・オフ期間

販売形態	訪問販売(3千円未満の現金取引を除く) <キャッチセールス・アポイントメントセールス>	特定継続的役務提供 (6業種のみ)	連鎖販売取引 <マルチ商法>
期間	8日間	8日間	20日間

*期間には、法定の契約書面を受け取った日を含みます。

クリーリング・オフ期間が経過しても、民法(未成年者契約)や消費者契約法(不適切な勧説)により契約の取消しができる場合もありますので、できるだけ早く県民生活センターへご相談ください。

また、クリーリング・オフについて、不明な点がありましたら、お気軽にご確認ください。



賃貸住宅の敷金トラブル～退去時の敷金の返還トラブルが増加！～

借主が、家賃の未払いや不注意による部屋の損傷等に対する修繕費用等の損害金の担保として貸主に預けておくお金です。したがって、家賃の滞納がなく、貸主に何の損害も与えていなければ、全額返還されるものです。

民間住宅の賃貸借契約は、契約自由の原則によりますが、国土交通省では、トラブルを未然に防ぐため、退去時の原状回復の費用負担のあり方等について、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」として、妥当と考えられる一般的な基準を示しています。

『ガイドライン』によると、原状回復義務について、故意や過失等により生じた汚れや傷みの修繕等が借主の負担とされ、通常の使用による汚れや傷みの修繕費用は家賃に含まれ、貸主の負担とされています。

◆◆『ガイドライン』による貸主と借主の負担区分の事例(一部)◆◆

貸主の負担

- 次の入居者を確保するための設備の交換、化粧直し畳の表替え、網戸の張替え、トイレ等の消毒、全体のハウスクリーニング
- 家具の設置による床のへこみや設置跡
- 日焼けによる畳・フローリング・クロスの変色
- テレビや冷蔵庫の後部背面の黒ずみ
- カギの取替え(破損や紛失ではない場合)

借主の負担

- 日常の不適切な手入れ等により発生、拡大したもの
壁・天井の腐食やシミ等、台所や換気扇等の油汚れ、風呂・トイレ・洗面台の水垢やカビ等
- 引越し作業で生じた引っかきキズ
- 下地ボードの張替えが必要な程の壁の釘穴、ねじ穴
- キャスター付きのイス等によるフローリングのキズ
- ペットによる柱等のキズ

立地や間取り、家賃だけでなく、退去時の原状回復などの条件もよく確認して部屋を探し、契約する際は、借主に不利な条項が入っていないかなど契約書面をよく読みましょう。また、入居時には、貸主等に立ち会いを求め、部屋の状況を確認しておくことも重要です。

退去時に納得のいかない請求を受けた場合は、まず『ガイドライン』に沿って貸主と話し合いましょう。話し合いがつかない場合には、調停制度等の法的手段をとることも解決方法の一つです。

個人情報のトラブル～ニセの卒業生名簿の作成にご用心！～

学校関係者をかたり、卒業生名簿の作成と称して、個人情報を聞き出そうとする電話などが多くなる時期です。不審に感じたら、学校に確認してから回答してください。

だまし取られた個人情報は、悪質商法や振り込め詐欺に利用されてしまいます。普段から個人情報の取扱いには十分注意しましょう。

消費者トラブルを未然に防ぐために

- 不審なメールや見知らぬ異性からの電話などは相手にしない
- 「無料」、「あなただけ特別」、「必ず儲かる」などの甘い説い文句や景品に惑わされない
- 契約は、すぐその場でない(よく契約内容を確認して、相談・検討する)
- 断りにくい友人・知人からの勧説であっても、必要がないときは遠慮しない



2 高病原性鳥インフルエンザに対する県の監視体制

- 県では、高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止に万全を期するため、県内4農場を選定して毎月1回の検査を実施しています。
- また、千羽以上飼養している県内全ての採卵鶏農家について、少なくとも年1回検査を行い、監視体制の強化を図っています。
- 更に、家畜伝染病予防法に基づき、千羽以上飼育している県内全ての養鶏農家から、毎週1回、飼養している鶏に異常がないかの報告を受けています。
- これまでのところ、県内の養鶏農家については、異常等の報告はありません。引き続き、各関係機関と連携しながら、農家への衛生指導等を行うとともに、本病の早期発見及びまん延防止に努めています。

3 飼っている鳥、野鳥が死んでいるのを見つけた場合

●鳥を飼っている方の留意点について

国内で鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥が近くに来ないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、心配する必要はありません。

●飼っている鳥が死んでしまった場合について

鳥インフルエンザにかかった鶏は、次々に死んでいくということが知られています。原因が分からないまま、鳥が連続して死んでしまったという場合には、その鳥に素手で触ったり、土に埋めたりせずに、なるべく早く、お近くの獣医師、家畜保健衛生所又は保健所にご相談ください。

●野鳥が死んでいるのを見つけた場合について

野鳥も飼われている鳥と同じように、様々な原因で死亡します。

また、野鳥は、鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていました。野鳥が死んだ場合には、鳥インフルエンザだけでなく、こうした細菌や寄生虫が人の体に感染することを防止することが重要です。

野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、細菌や寄生虫に感染しないよう、死亡した鳥を素手で触らずにビニール袋に入れてきちんと封をして廃棄物として処分することも可能です。このような場合に直ちに相談していただく必要はないと考えられますが、不安な場合には、市町村、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所にご連絡ください。

平成19年度山梨県食品表示ウォッチャー募集!

日常の買い物等を通じて食品表示の状況をモニタリングしていただき、その状況を県に報告していただく「食品表示ウォッチャー」を募集しています。専門的な知識や特別な資格は一切必要ありませんので、食品の安全性や表示に関心のある方は、お気軽にご応募ください。

活動内容：食品表示状況のモニタリング・報告、研修会（年2回）への出席
募集人員：40人以内（応募者多数の場合は、地域バランスなどを考慮して決定）
応募資格：県内在住で満20才以上の方
応募方法：氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、職業、応募理由を明記のうえ、郵送、ファックス又は電子メールで応募してください。
応募締切：平成19年3月16日（金） 謝礼等：年額上限7,000円
応募・問い合わせ先：応募・問い合わせ先：県食の安全・食育推進室
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL055-223-1588 FAX055-223-1587
電子メールshokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

食品安全110番

「食品安全110番」では、皆さんからの食品の表示や安全性に関する相談や情報を受け付けています。
相談電話番号 055-223-1638 （午前8時30分～午後5時 土日・祝祭日除く）